

# 青森県報

第三千二百二十四号

平成二十二年  
四月十四日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

公有水面埋立ての免許

基本測量の終了

公共測量の終了

道路の区域の変更

### 公 告

土地立入の通知

開発行為に関する工事の完了

建設業者の許可の取消し

右

右

右

右

右

右

右

### 出先機関

(漁港漁場整備課) 一

(監理課) 二

(同) 二

(同) 三

(道路課) 三

(監理課) 四

(建築住宅課) 五

(東青地局) 五

(同) 五

(中南地局) 五

(同) 六

(同) 六

(三八地局) 六

(同上地局) 七

(同) 七

## 告 示

青森県告示第二百八十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成二十二年四月六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
  - 1 免許を受けた者の住所及び名称
    - つがる市木造若緑六一の一
    - つがる市
  - 2 代表者の住所及び氏名
    - つがる市木造若緑六一の一
    - つがる市長 福島弘芳
- 二 埋立区域
  - 1 位置
    - つがる市富泡町屏風山一番一七七八の地先公有水面
  - 2 区域
    - 次の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
    - の地点 北緯 四〇度五八分三九秒一五二〇

土地改良区の役員の就任 ..... (県北地域局) 七

土地改良事業の工事の完了 ..... (同) 八

労働委員会 ..... (事務局) 八

あつせん員候補者の氏名等 ..... (事務局) 八

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

つがる市富范町屏風山一番一七七八の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からエの地点までを順次直線で結んだ線及びアの地点とエの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 北緯 四〇度五八分三八秒七八五八

東経 一四〇度一八分五〇秒九九一八

イの地点 北緯 四〇度五八分三九秒〇五一四

東経 一四〇度一八分四八秒三八〇二

ウの地点 北緯 四〇度五八分四〇秒二四一九

東経 一四〇度一八分四八秒五九一〇

エの地点 北緯 四〇度五八分三九秒九七六三

東経 一四〇度一八分五一秒二〇二七

3 面積

二、二八二・四四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第二百八十七号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間

平成二十一年五月十一日から平成二十二年二月二十六日まで

三 作業地域

上北郡横浜町

青森県告示第二百八十八号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量

二 作業期間

平成二十一年六月一日から平成二十二年三月十二日まで

三 作業地域

（国土調査に伴う基準点測量）

弘前市

（電子基準点現地調査作業）

青森市

三沢市

十和田市

北津軽郡中泊町  
三戸郡田子町

青森県告示第百八十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類  
基本測量（基準点現況調査作業）

二 作業期間  
平成二十一年八月二十五日から平成二十二年三月十二日まで

三 作業地域

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、八戸市、三沢市、十和田市、むつ市、東津軽郡外ヶ浜町、東津軽郡平内町、上北郡東北町、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡六戸町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、三戸郡三戸町、三戸郡五戸町、三戸郡南部町、三戸郡階上町、西津軽郡鮎ヶ沢町、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町

青森県告示第百九十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関  
青森地方事務局

二 測量の種類  
公共測量（4級基準点測量作業）

三 測量の期間  
平成二十一年八月十七日から平成二十二年二月二十六日まで

四 測量の地域

青森市浪館前田一丁目・二丁目・三丁目地域

青森県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年五月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

|    |      |       |          |                                      |             |  |  |    |
|----|------|-------|----------|--------------------------------------|-------------|--|--|----|
| 1  | 図面番号 | 道路の種類 | 路線名      | 変更の区間                                | 変更の前後別      | 敷地の幅員  | 敷地の延長                                  | 備考 |
| 県道 |      |       | 沖飯詰五所川原線 | 五所川原市大字長橋字広野五九三から五所川原市大字長橋字広野四六三の二まで | 前<br>後<br>後 | 一一・一〇メートルから<br>一一・一〇メートルまで<br>一一・一〇メートルから<br>一一・一〇メートルまで | 二七四・〇〇メートル<br>二七四・〇〇メートル<br>二八九・四〇メートル |    |

公 告

土地立入の通知

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 二 事業の種類  
北海道新幹線建設工事及び附帯工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域

| 市町村名 |   |   |   |   |   |   | 大字名 | 字 | 名 |
|------|---|---|---|---|---|---|-----|---|---|
| 西    | 羽 | 油 | 岡 | 新 | 新 | 石 | 大   | 江 | 高 |
| 田    | 白 | 川 | 町 | 城 | 田 | 江 | 字   | 高 | 間 |
| 沢    | 富 | 実 | 松 | 平 | 忍 | 高 | 名   | 間 |   |
| 浜    | 田 | 法 | 本 | 岡 |   | 間 |     |   |   |
| 田    | 池 | 船 | 藤 | 福 |   |   |     |   |   |
| 山    | 上 | 岡 | 戸 | 田 |   |   |     |   |   |
| 辺    | 沢 |   |   |   |   |   |     |   |   |

| 青 森 市         |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 蓬 東 津 田 軽 村 郡 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 瀨             | 郷 | 蓬 | 阿 | 長 | 中 | 四 | 後 | 六 | 小 | 左 | 内 | 清 | 前 | 奥 | 瀨 | 飛 |
| 辺             | 沢 | 田 | 弥 | 科 | 沢 | 戸 | 瀧 | 枚 | 橋 | 堰 | 真 | 水 | 田 | 内 | 戸 | 鳥 |
| 地             | 浜 | 田 | 陀 | 科 | 池 | 橋 | 大 | 橋 | 橋 | 大 | 部 | 成 | 中 | 宮 | 子 | 塩 |
| 山             | 田 | 汐 | 川 | 浦 | 田 | 磯 | 原 | 不 | 福 | 大 | 岸 | 見 | 野 | 田 | 磯 | 越 |
| 田             | 浦 | 越 | 利 | 田 | 浪 | 部 | 平 | 浪 | 田 | 科 | 田 | 生 | 湯 | 川 | 田 | 岸 |
| 浦             |   | 宮 | 前 | 瀨 | 返 | 富 | 野 | 知 | 千 | 野 | 平 | 田 | の | 合 | 神 | 田 |
|               |   | 本 | 沢 | 鶴 |   | 田 |   | 山 | 鳥 | 岡 | 岡 | 田 | 沢 | 平 | 田 | 福 |
|               |   |   | 山 | 蝮 |   |   |   | 越 | 伊 |   |   |   | 沢 | 塚 |   | 浦 |
|               |   |   | 利 |   |   |   |   |   | 沢 |   |   |   |   |   |   |   |
|               |   |   | 前 |   |   |   |   |   | 田 |   |   |   |   |   |   |   |
|               |   |   | 沢 |   |   |   |   |   | 川 |   |   |   |   |   |   |   |

|           |       |   |
|-----------|-------|---|
| 東 津 軽 町 郡 | 大 川 平 | 母 沢、二 股、上 股、与 次 郎 沢、深 沢、清 川、熊 沢   |
| 外 津 軽 町 郡 |       | 蟹 田 大 平 沢 辺、蟹 田 大 平 山 元、蟹 田 小 国 館 下、蟹 田 南 沢 館 下、蟹 田 南 沢 山 口、蟹 田 山 本 野 脇、蟹 田 山 本 前 田、蟹 田 山 本 紅 葉 坂 |
|           | 広 瀬   | 坂 元、高 根   |

四 立ち入るうとする期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

|   |   |
|---|---|
| 開発区域（工区）に含まれる地域の名称<br>上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎六六六の一、六六七及び六七〇の五、大字倉内字芋ヶ崎六六六の一地先 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）<br>上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附四七五六ヶ所村 |
|---|---|

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大洋地所

二 代表者の氏名 高橋 章

三 主たる営業所の所在地 青森市松森三丁目一四の二盛ビル一階

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一〇〇二九六号

五 取消年月日 平成二十二年三月二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社盛興業社製材所

二 代表者の氏名 盛 亨二

三 主たる営業所の所在地 青森市奥野一丁目一の一三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一〇〇二五八号

五 取消年月日 平成二十二年三月十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年三月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ツカサホーム
- 二 代表者の氏名 三浦 司
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字中崎字苅田一七六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一七二六九号
- 五 取消年月日 平成二十二年三月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、防水、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社丸定建設
- 二 代表者の氏名 三上 定榮
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字熊嶋字里見四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一三六一五号
- 五 取消年月日 平成二十二年三月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十二年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社弘伸碎石
- 二 代表者の氏名 三上 慶昭
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字青樹町三の六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第九八九四号
- 五 取消年月日 平成二十二年三月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十九年四月十九日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社葛形建設
- 二 代表者の氏名 葛形 正剛
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野七丁目一の二九

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第四〇一〇号

五 取消年月日 平成二十二年三月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、ほ装、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可  
七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十二月八日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ヤマダ工業

二 代表者の氏名 山田 勲

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字タラノ木四六の七

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一四九一九号

五 取消年月日 平成二十二年三月八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可  
七 取消しの原因となった事実

平成二十二年三月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 新栄建設株式会社

二 代表者の氏名 野田 章司

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町大字大浦字一本松一三七

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第五 三三三号

五 取消年月日 平成二十二年三月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可  
七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、十和田土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年四月十四日

上北地域県民局長 小 林 巧 一

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名  | 住<br>所          | 就任の年月日   |
|-------------------|---------|-----------------|----------|
| 理<br>事            | 平 舘 元 秀 | 十和田市大字相坂字高見九八の一 | 平成三〇・三・三 |

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十二年四月十四日

上北地域県民局長 小林 巧一

|                           |        |         |
|---------------------------|--------|---------|
| 土地改良事業の名称                 | 事業を行う者 | 工事完了年月日 |
| 二十一年災農業用施設災害復旧事業<br>三九一〇一 | 七戸町    | 平成三・二七  |

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成二十二年四月十四日

青森県労働委員会会長 石田 恒久

| 氏名    | 職                        | 業 |
|-------|--------------------------|---|
| 石田 恒久 | 青森県労働委員会委員<br>弁護士        |   |
| 大澤 一實 | 青森県労働委員会委員<br>弁護士        |   |
| 赤城 国臣 | 青森県労働委員会委員<br>弘前大学人文学部教授 |   |

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 今 喜典  | 青森県労働委員会委員<br>青森公立大学経営経済学部教授      |
| 前田 みき | 青森県労働委員会委員                        |
| 山内 裕幸 | 青森県労働委員会委員<br>全日通労働組合青森支部執行委員長    |
| 上野ハティ | 青森県労働委員会委員<br>オールサンデーユニオン中央執行副委員長 |
| 宮古 武  | 青森県労働委員会委員<br>三八五労働組合中央執行委員長      |
| 葛西藤八郎 | 青森県労働委員会委員<br>弘前航空電子労働組合執行委員長     |
| 石田 隆志 | 青森県労働委員会委員<br>日本労働組合総連合会青森県連合会会長  |
| 北村真夕美 | 青森県労働委員会委員<br>株式会社青森経営研究所代表取締役社長  |
| 前田 清敏 | 青森県労働委員会委員<br>前田電子株式会社代表取締役会長     |
| 齋藤 敏郎 | 青森県労働委員会委員<br>社団法人青森県経営者協会専務理事    |
| 沼田 廣  | 青森県労働委員会委員<br>株式会社丸石沼田商店代表取締役社長   |
| 寺下 一之 | 青森県労働委員会委員<br>寺下建設株式会社代表取締役副社長    |
| 雨森 康夫 | 青森県労働委員会事務局局長                     |
| 竹澤 裕之 | 青森県労働委員会事務局審査調整課長                 |

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭